

第22回大阪府環境審議会会議録

開催日 平成15年11月10日

場所 大阪国際交流センター

第22回大阪府環境審議会会議録

開会 午前11時

司会（山本補佐） 長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、第22回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます環境農林水産総務課の山本でございます。よろしくお願ひいたします。

皆様方には、お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、草川環境農林水産部長からごあいさつ申し上げます。

草川環境農林水産部長 環境農林水産部長の草川でございます。

平素は、先生方には、環境行政の推進に格別のご支援、ご理解を賜っております。この場をおかりいたしまして改めて厚く御礼を申し上げます。また、このたびは、第22回環境審議会の開催をご案内申し上げましたところ、大変ご多忙中にもかかわりませず、またお足元の悪い中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

皆様ご承知のとおり、大量生産、大量消費、大量廃棄の従来の社会システムにかわりまして、新たな循環型社会の構築が重要な課題となっております。これに対応いたしまして、循環型社会形成推進基本法を初め、容器包装、家電、建設、食品、自動車といった個別リサイクル関連法が整備をされ、既に一部は施行されている状況でございます。

このうち、自動車リサイクル法につきましては、平成17年1月に全面施行されることとなっておりまして、新車だけでなく、使用中の車につきましてもリサイクル費用を前払いする制度が始まります。これに伴いまして、当分の間、現在も増加傾向にございます放置自動車が今後さらに増加するという懸念もございます。

そこで、本日は、さきの大坂府議会9月定例会でも議論となりました放置自動車対策につきまして、その制度化に関する諮問をさせていただきたくお願いするものでございます。

どうか忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願い申し上げ、甚だ簡単でございますが、諮問に当たってのごあいさつとさせていただきます。

それでは、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

司会（山本補佐） 本日ご出席いただいております委員及び幹事の方々でございますが、

お手元にお配りしております配席表にお名前を書いてございますので、紹介を省かせていただきます。

続きまして、本日の資料を確認させていただきます。

(配付資料確認)

なお、本日、委員定数42名のうち28名の委員の方々のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。

本日は、議事1として、資料1-1により、まず大阪府から本審議会に諮問させていただきたいと存じます。

草川部長より諮問文を交付させていただきますので、よろしくお願ひします。

草川環境農林水産部長 それでは、僭越でございますが、知事にかわりまして、私から諮問文を交付させていただきます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

大阪府環境審議会

会長 南 努 様

大阪府知事 太田 房江

大阪府における放置自動車対策の制度化について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

では、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

〔草川部長より南会長に諮問文書手交〕

司会（山本補佐） それでは、これ以後の議事につきましては、南会長にお願いしたいと存じますので、会長、よろしくお願ひいたします。

南会長 審議会会长の南でございます。議事進行を何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、早速でございますが、議事2に入らせていただきます。

ただいま知事から、「大阪府における放置自動車対策の制度化について」という諮問をいただきました。これに関する背景と課題につきまして、事務局から提案理由の説明

をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局（武村課長） 環境指導室化学物質対策課長の武村でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、私の方から、資料に従いまして、大阪府における放置自動車対策の制度化について、諮問の趣旨、背景及び課題を説明させていただきます。

最初に、資料1-1をごらんいただきたいと思います。資料1-1は、諮問文の写しでございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。ここで、今回の諮問の趣旨、背景を説明させていただいております。

かつて、使用済みの自動車は、有価で、すなわちお金をもらって引き取ってもらえる時代がございました。しかし、使用済み自動車のリサイクルに伴って排出されます廃棄物であるシュレッダーダストの処分費が高騰したことや、鉄くずの価格が低迷することなどによりまして、近年、使用済み自動車は処理費を払って引き取ってもらう、これを逆有償化と呼んでおりますが、逆有償で取引される時代となっております。

こうした中で、処理費の支払いを逃れようとして、放置自動車が増加する傾向にございます。そして、放置されました自動車は、道路交通の障害になったり、まちの美観を損ねたりいたしますとともに、火災の発生などにより府民の安全な生活を阻害する原因となっております。

こうした状況の中で、平成14年7月には、使用済み自動車のリサイクルと適正処理の推進を目的といたしまして、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」、一般的には「自動車リサイクル法」と呼ばれておりますが、この法律がつくられ、先ほど部長のあいさつにありましたように、平成17年1月1日から全面施行されることとなっております。

この法律では、新車購入時に、新車の販売代金とあわせて、そのリサイクル費用、普通車で現在のところ2万円程度と言われておりますが、これを先払いする制度が導入されることとなっており、これで放置自動車の発生を未然に防止する仕組みが基本的に整備されることになると考えております。

問題は、既に売られている車でございまして、これは基本的には、法律が全面施行された後の最初の車検時まで、具体的には最初の車検時か、あるいはそれまでに廃車をする場合は廃車時に支払うこととされております。このため、すべての車にリサイクル費用の先払いが完了するとき、現行で車検の有効期限は最長3年でございますので、法律

の全面施行から3年間、すなわち平成19年末までは、例えば古い車を廃車して新しい車を購入する場合は、古い車の分の2万円と新車の分の2万円、合計4万円のリサイクル費用の負担が新たに必要となり、リサイクル費用の支払いを逃れようとして放置される自動車の数がさらに増加することが懸念をされます。

しかしながら、現行の法制度、放置自動車対策に活用が可能な規制を持つ法律といましましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や道路法などがありますが、ナンバープレートが外されていた場合に車台番号などから所有者を特定するための調査手段を規定した条項がなかったり、自動車に対する管理権原を有するとともに道路運送車両法に基づく登録制度が整備されているために比較的究明が容易な車の所有者に対して放置自動車の撤去を行わせようとした場合に、強制力をもってそのことを行わせるのに限界があるといった問題もございます。また、車の放置行為を行った者や車の所有者が不明である場合に、施設管理者である道路管理者等が撤去を行う場合、所有権の問題があり、撤去が迅速に行えず、平均して3ヵ月程度の期間を要しているという問題もございます。

そこで、こうした現状を踏まえ、放置自動車の増加を抑制し、迅速な撤去を図るためには、新たな制度をつくる必要があると考えております。制度の検討に当たりましては、幅広く府民の方々などからの意見を反映させますとともに、制度に盛り込むべき事項や関連する法律との整合性の確保などにつきまして、専門的見地から検討を進める必要があると考えております。このため、環境審議会に大阪府における放置自動車対策の制度化につきまして諮詢させていただいたところでございます。

次に、資料の1-2をごらんいただきたいと思います。

まず、初めの黒線で四角に囲っているところが審議会でご検討いただきたい主な課題でございます。放置自動車対策は、これまでの説明でご理解いただけますように、自動車リサイクル法が施行されることによりまして、未然防止の基本的な仕組みが整備されるものと考えているところでございます。問題は、過渡期として、一時的に放置自動車の増加が懸念され、それに対処するための新たな制度をつくる必要があるということございます。

検討課題は、大きく3つあると考えております。

1つ目は、放置自動車の所有者に対して放置自動車の撤去命令などを課すことの適否についてであります。放置自動車につきましては、まず放置行為を行った者に撤去措置を講じさせる必要があることは当然でありますが、放置行為の現認がかなり難しいとい

うことがございます。そこで、自動車に対する管理権原を有するとともに道路運送車両法に基づく登録制度が整備され、放置行為者に比べて究明が比較的容易な放置自動車の所有者に撤去命令などを課すことができないかということでございます。

2つ目は、ナンバープレートが外されていた場合に、車台番号から所有者を明らかにするための車内調査など、車の所有権をも勘案しながら放置自動車の所有者の判明率を上げるために、どんな調査制度を設けることが可能であるかということであります。

以上の2つは、捨て得を許さず、所有者による自主撤去率を向上させようとするものでございます。

3つ目が、放置者や所有者がわからない場合で、施設管理者が撤去する場合に、できるだけ迅速に撤去するにはどんな仕組みが考えられるかということであります。

以上の3つの措置は、いずれも放置された自動車に対する措置でございますが、捨て得を許さず、所有者による自主撤去の向上を図るための措置や、速やかに撤去をするための措置によりまして、ひいては使用済み自動車の放置を未然に防止することにつながるものと考えております。

また、今回ご審議いただきたいのは、例えばガードレールの設置など、府が行政施策として実施できる未然防止策などを除き、放置自動車対策として新たに制度化を図るに当たっての主な検討課題でございます。

次に、背景につきまして説明をさせていただきます。

1つ目が、府域で確認されました放置自動車台数の推移でございます。

1の(1)でグラフを示しておりますが、平成10年度が6,291台、平成11年度が6,452台、平成12年度が7,581台、平成13年度が8,138台、平成14年度が7,862台と増加傾向を示しております。

2ページをお開きいただきたいと思います。(2)でございますが、1の(1)で説明いたしました放置自動車が放置されている場所の内訳でございます。1の(2)に円グラフを示しておりますが、放置されている場所といたしましては、公道上が83%と大部分を占め、次に港湾施設、公営住宅敷地などとなっております。

続きまして、2の放置自動車の撤去状況でございます。

(1)は所有者等による自主撤去状況、(2)は行政による撤去の状況を示しております。(1)の所有者等による撤去率は、グラフで示しておりますように、確認された台数の約20%と低い割合にとどまっております。これに対しまして、(2)の行政による撤去につきまし

ては70から77%となっておりまして、確認された放置自動車の大部分が施設管理者等としての行政により撤去されている現状がおわかりいただけたことだと思います。

こうした現状を踏まえて、自主撤去率を向上させることが課題の一つであると考えております。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。3では、放置自動車の撤去までの手続を示しております。ここでは、道路上に放置された自動車のケースを事例として挙げております。下のフロー図をごらんいただきたいと思います。

施設管理者が放置自動車をパトロール等で発見したり、住民からの通報を受けた場合、警察へ盗難車であるかどうかなどの照会を行いますとともに、放置自動車に警告書の貼付を行います。その後、フロー図の上の右側になりますが、盗難車ではなく、しかも所有者が判明した場合は、所有者への撤去指導をしております。また、所有者が判明しない場合には、フロー図の左側でございますが、施設管理者がその車の所有権が放棄されていることを確認した上で撤去を行うこととなります。この際、所有権が放棄されているかどうかの判断が難しいところでございます。

フロー図の下の左側にありますが、道路法に基づき、所有権が道路管理者に帰属するためには6ヶ月の期間を要することとなっており、それでは余りに長期間になってしまい、道路管理者が放置自動車の状態などから所有権が放棄されているものと認定し、早期の撤去に努めているところでございます。こうして早期の撤去に努めておりますが、撤去までに平均して約3ヶ月の期間を要しているのが現状でございまして、この期間をできるだけ短縮することがもう一つの課題であると考えております。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。4で、放置自動車対策に関する現行の主な法律、廃棄物処理法と道路法の抜粋をつけさせていただいております。

廃棄物処理法では、第16条で投棄禁止の条項がございまして、これに違反いたしますと、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科することとなっておりますが、これは行為者に対する規定でございまして、投棄の現認が難しいという問題がございます。また、19条の4及び5で、投棄者等に除去を命じられる旨の規定がございますが、それには、下線を引いておりますように、生活環境の保全上支障が生じ、または生じるおそれがあると認められるときという一定の条件がつけられております。

道路法につきましても、第43条で、道路を汚損することや交通に支障を及ぼすおそれのある行為を禁止する条項がございます。また、44条の2には、所有者等が不明の場合に道路管理者が違法放置物件をみずから除去することができる旨の規定や、道路管理者に所有権が帰属するには6ヵ月の期間を要する旨の規定が定められております。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。ここでは、自動車リサイクル法の概要を図で示しております。

先ほども触れましたように、この法律によりまして、図の左の上の方にございますように、新車につきましては購入時に、既に販売されている車につきましては最初の車検時までに、主務大臣が指定しました資金管理法人にリサイクル料金を預託するという制度が導入されます。

また、図の左側に黒の太い矢印で示しておりますように、使用済み自動車を解体業者、破碎業者がリサイクルに当たって負担となりますフロン類、エアバッグ、及び中古部品等を取り除いた後の解体自動車を破碎処理することによって発生するシュレッダーダスト、これらの引き取りを自動車製造業者等に義務づけ、リサイクル料金として預託した資金を使って、自動車製造業者等がみずから、または委託により破碎処理やリサイクルを実施させようとするものでございます。このことによりまして、使用済み自動車のリサイクルを推進しようとするものでございます。

さらに、使用済み自動車のリサイクルを確実にするために、図では細い点線で示しておりますが、電子マニフェストによる情報管理を行うことも考えられております。

こうしたことによりまして、使用済み自動車の放置を未然に防止する仕組みが整備されるものと考えております。

次に、7ページをごらんいただきたいと思います。これは、府域で放置されている自動車の一つの事例を写真で示したものでございます。もちろん、これらの放置自動車は現在、道路管理者によって適切に撤去されているところでございます。

また、次のページ以降につきましては、放置自動車対策に関する条例を整備しております三重県と東大阪市の条例を参考までに添付しておりますので、後ほどお目通しをいただければと存じます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

南会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様方からご意見、ご質問等をいただければと思っております。いかがでございま

すでしょうか。放置自動車がこれほどにふえている。いろんな所有物の中で自動車ほど所有者がはっきりしているものはないと思うんですが、それでもこういう状況になる。そういうところを少しでも防いでいきたいという趣旨でございますが、いかがでしょうか。

橋本委員 放置自動車につきましては、随分前から府議会の方でも非常に問題になっておりまして、特にリサイクル法が施行されるということも含めて、増加する傾向にあってはならないので、現在、この条例を大阪府の方で制定することが一番賢明であろうと思います。

ですけれども、先ほどご説明いただきましたいろいろな産廃等の法律の項目におきましても、抜粋していただいておりますが、とにかく法律、条例というのは、例えば「生活環境の保全上支障が生じ、又は……」といういろいろな条件をつけて禁止されている場合が多いんですね。ですから、今回の答申に際しては、放置自動車についてはもっと单刀直入に、だれもがわかるような、もうほったらあかん、置いたらあかんというような内容の簡潔明快な条例をつくって、審議して答申をしたいなど私は考えます。

南会長 確かにおっしゃるとおり、余りにもいろんな条件がついてわかりにくくなる、あるいは実行が難しくなるということで、今回の諮問に対する答申としては、单刀直入なものにすべきである、しかも、放置自動車に対して何らかの措置をとるというこの動きは、府議会とも整合性がとれていて、至急にやるべきだと、そういうご意見を承りました。どうもありがとうございます。

そのほか……。——何らかの手を打つべきだということに関しては、ご異論はそれほど委員の先生方の中でもないだろうと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

それでは、今の事務局からの背景あるいは提案説明についてご了解いただいたということにさせていただきまして、次に、今、橋本委員からのご指摘にもありましたように、より実効のある条例の制定に向けて進めるためにどういう体制で臨むのがよいかということで、議事の3に移らせていただきます。

議事の3では、この対策の制度化について、こういう本審議会で審議していくのは何かと重過ぎるということで、むしろもっと実効的に検討していただくための部会の設置をご提案させていただきたいと考えております。専門的な内容をできるだけ効率的に審議していただくため、大阪府環境審議会条例第6条第2項によりまして、新たに部会を

設置して、その中で集中的に検討していただくことがいいのではないかと考えております。そこで、放置自動車対策検討部会の設置、組織及び運営等について、事務局の方から改めてご説明をお願いいたします。

事務局（武村課長） それでは、放置自動車対策検討部会の設置、組織及び運営について、ご説明させていただきたいと思います。資料の部会運営要領案をごらんいただきたいと思います。

まず、第1の趣旨でございますが、この部会は、大阪府における放置自動車対策の制度的な考え方について検討を行うため、大阪府環境審議会条例第6条第2項の規定に基づくものでございます。大阪府環境審議会条例につきましても添付をさせていただいておりますが、第6条の第2項で「審議会は、水質測定計画部会のほか、必要に応じて部会を置くことができる」という規定がございます。これに基づくものでございます。

次に、第2の組織についてでございますが、(1)に記載いたしますとおり、同審議会条例第2条第1項第1号に規定する委員、つまり本審議会の学識経験者の委員5名で組織することとしております。また、同審議会条例第6条4項及び5項で、部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たること、及び部会長は部会の会務を掌理することが定められておりますが、これを受けまして、(2)では、部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理することと規定しております。

次に、第3の会議では、部会の会議は部会長が招集し、部会長がその議長となることを規定しております。

第4の庶務では、検討部会の運営において必要な庶務につきましては、環境指導室化學物質対策課において処理することと規定いたしております。

第5の補則では、この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める旨の規定を置いているところでございます。

以上が部会の設置、組織及び運営に関する説明でございます。どうかご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

南会長 どうもありがとうございます。部会設置に関して、ただいま事務局から説明、提案がございましたが、これにつきましてご質問、ご意見はございませんでしょうか。

（「なし」との声あり）

それでは、今の事務局からの提案説明につきましては、特にご異議がないようでございますので、この検討部会を設置することといたしまして、その組織、運営に関する規定を原案どおりお認めいただいたということにさせていただきます。どうもありがとうございます。

本審議会は、審議過程を府民に明らかにしまして、より公正な運営を図るために、原則は公開ということにしておりますが、この趣旨にのっとり、放置自動車対策検討部会の会議も公開としたいと存じます。これもお認めいただけますでしょうか。

本会議だけでなく、部会の方も公開ということでございます。その線で、この運営要領に従って部会を設置するということにさせていただきます。

なお、部会に属する委員及び部会長につきましては、先ほども事務局からのご説明がありましたとおり、条例第6条第3項及び第4項によりまして、環境審議会の会長が指名することになっております。それで、この選考に関してはご一任をいただければ幸いと思っておりますが、お認めいただけますでしょうか。今、事務局とも相談しながら部会長あるいは部会の委員の選定に当たっているところでございますが、できるだけ早く発足させたいということはもちろん考えております。この選任に関してはご一任をいただければ幸いと考えておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

どうもありがとうございます。それでは、この部会で集中的に審議していただきまして、本審議会にその結果を上げていただく、そういう手順をとりたいと思っております。

本日は、放置自動車の問題に限って本審議会を開催させていただきました。委員の先生方には、大変お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

予定しております議事はただいまのとおりでございますが、せっかくの機会でございます。委員の先生方から何か特にご発言がございますでしょうか。——特にないようでございますので、少し予定した時間よりも早くなっていますが、本日の環境審議会、これで終了させていただきます。どうも事業進行にご協力、ありがとうございました。

司会（山本補佐） 次回の審議会でございますが、12月19日、午前10時半から開催させていただく予定になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、改めて、本日の審議会をこれで終了させていただきます。長時間、どうもありがとうございました。

閉会 午前11時33分